

名古屋産業大学 後援会会則

(名称)

第1条 本会は名古屋産業大学後援会と称する。

(会員)

第2条 本会は名古屋産業大学に在学する学生の父母および本会の趣旨に賛同するものを会員とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は本学内に置く。

(目的)

第4条 本会は大学家庭並びに会員相互の連絡協力により建学の精神に基づき、社会が必要とする人材の育成に寄与し本学の目的達成に資するのを目的とする。

(事業)

第5条 本会は第4条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 学生生活の向上
- (2) 本学と家庭との連絡協調
- (3) 教職員の研究に対する協力援助
- (4) 教育施設の助成
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会の役員および顧問の選任方法を次の通りとする。

- (1) 顧問 若干名 本学関係者および本学に功労のある者を推戴する
- (2) 会長 1名 総会に於いて会員中から選出する
- (3) 副会長 若干名 同上
- (4) 理事 若干名 会員から会長これを推薦し総会の同意を得て委嘱する
- (5) 監事 2名 選任は4項に同じ
- (6) 総務事務 若干名 会長これを委嘱する
- (7) 会計 若干名 会長これを委嘱する
- (8) 書記 1名 必要に応じておくことができる

任期は総て1年間とし選出は毎年4月に行う。ただし重任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 本会役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長 会務を総理する
- (2) 副会長 会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する
- (3) 理事 会務の企画運営にあたる
- (4) 監事 会計を監査する
- (5) 総務事務 本会の事務全般を総括し円滑なる運営を図る
- (6) 会計 会計事務を司る
- (7) 書記 会長並に総務の指示により事務を処理する

(会議)

第8条 本会の主な会議は下記の通りとする。

- (1) 定例総会 毎年1回学年始めに会長これを招集し会務の報告、役員の変更および予算、決算その他必要事項を決議する
- (2) 臨時総会 必要に応じ会長これを招集することが出来る
- (3) 理事会 必要に応じ会長これを招集し予算決算その他重要な事項を議決する。又理事会をもって総会にかえることが出来る
- (4) 役員会 顧問、会長、副会長、総務、会計、書記をもって構成し必要に応じ会長これを招集する

(経理)

第9条 本会の経費は会費および寄附金をもってこれにあてる。会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

(入会金)

第10条 入会の際、入会金として金5,000円を納入する。

(会費)

第11条 本会の会員は下記の会費を納める。

会費は年額金21,000円とし、年二回に分けて納入する。会費の変更は総会において議決する。

(簿冊)

第12条 本会に次の簿冊を備える。

役員名簿、会計簿、領収書つづり、記録簿

(会則の変更)

第13条 本会の会則の変更は総会の議決による。

附 則

本会の会則は平成12年4月より施行する。

附 則

本会則は平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

本会則は平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

本会則は平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。